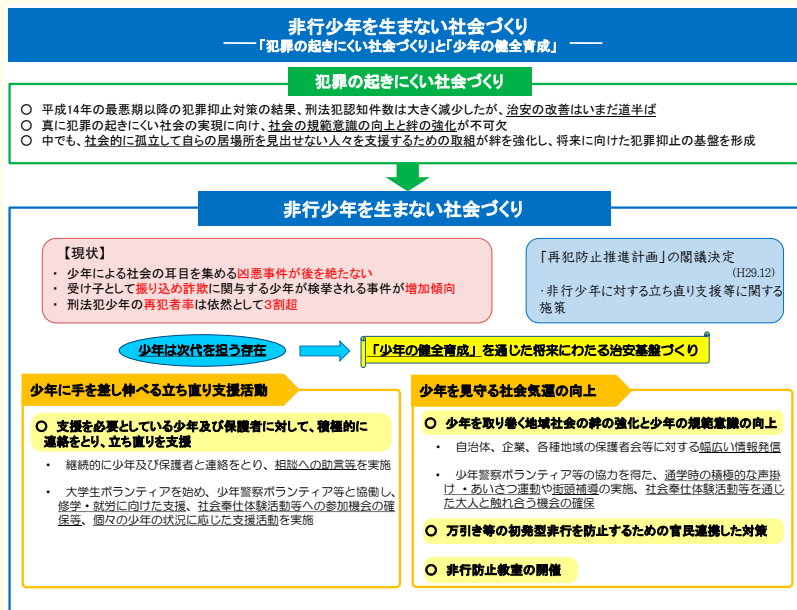


### 第3-17図 非行少年を生まない社会づくりの推進



(出典) 警察庁資料

#### イ 非行防止教室（警察庁、文部科学省、法務省）

警察は、職員の学校への派遣や少年警察ボランティアなどの協力により、非行防止教室を開催している。具体的な非行事例などを題材にして直接少年に語り掛けることにより、少年自身の規範意識の向上を図っている。

文部科学省は、学校、家庭、地域が十分な連携を図り、子供の豊かな人間性や社会性を育むため道徳教育の充実を図るとともに、関係機関と連携した非行防止教室の開催などにより規範意識を養い、子供の非行防止に努めている。

法務省は、非行問題に関する豊富な知識や保護観察対象者に対する処遇経験を有する保護司が、直接小・中学校へ赴き、非行問題や薬物問題をテーマにした非行防止教室を開催したり、問題を抱えた子供への指導方法などについて教師と協議などをするを通じた、小・中学生の犯罪・非行の未然防止と健全育成を図っている。

#### ウ 多様な活動機会・居場所づくりの推進（警察庁、文部科学省）

(第2章第1節1(3)「体験活動の推進」、第4章第1節3「地域全体で子供を育む環境づくり」を参照)

#### エ 相談活動（内閣府、警察庁、法務省、文部科学省）

地域住民に身近な市町村を中心に設立されている青少年センター（青少年の育成を図ることを目的とし、相談活動などを行う機関を指す。少年補導センターや青少年育成センターといった名称で活動）では、相談活動や街頭補導、有害環境の適正化に関する活動が行われている。青少年センターが扱う相談の内容は、非行に関するもののほか、いじめ、不登校、虐待の問題など様々である。

警察では、非行、家出及び自殺の未然防止や、犯罪、いじめ及び児童虐待などに係る被害少年の保護のための相談窓口を設け、心理学などの専門知識を有する少年補導職員や警察官などが、様々な悩みを持つ少年やその保護者からのSOSを受け止め、必要な指導や助言を行っている。また、電話相談窓口「ヤングテレホンコーナー」を設置しているほか、FAXや電子メールによる相談も受け付け

るなど、相談者が利用しやすい環境の整備を行っている<sup>13</sup>。平成29（2017）年に警察が受理した相談の件数は、69,932件で、前年に比べ3,897件（5.9%）増加した（第3-18表）。相談内容を見ると、少年自身からの相談では、家庭、交友問題や犯罪被害に関する悩みが多く、保護者からの相談では、家庭や非行の問題に関する悩みが多い（第3-19図）。相談後も継続的な指導・助言を必要とするケースは、14,211件で、全体の20.3%を占めている（学校における相談体制については、第2章第2節2(3)「学校における相談体制の充実」を参照）。

第3-18表 警察が受理した少年相談の状況（平成29年）

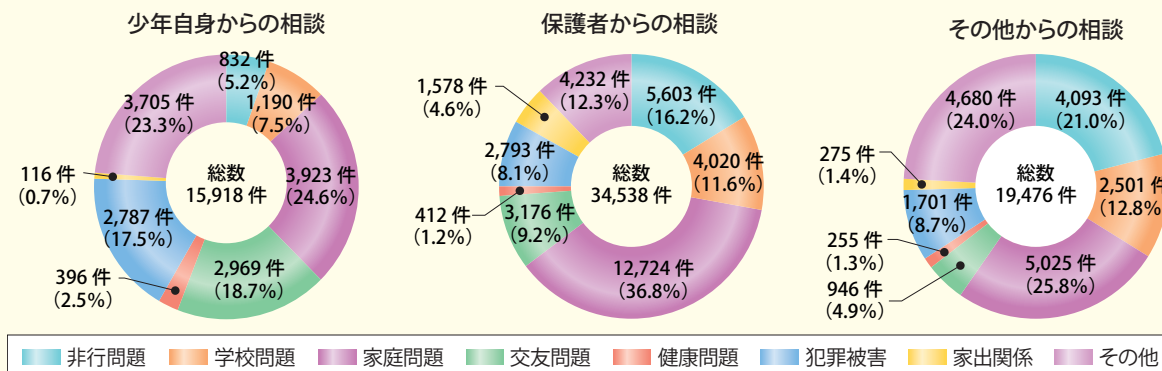
◆平成29年に警察が受理した相談の件数は、69,932件。

相談者別	区分	相談件数		性別（件）	
		件数	構成比（%）	男性	女性
合計		69,932	100.0	30,694	39,238
少年自身		15,918	22.8	7,045	8,873
	未就学	81	0.1	25	56
	小学生	1,319	1.9	723	596
	中学生	3,488	5.0	1,700	1,788
	高校生	5,960	8.5	2,391	3,569
	大学生	901	1.3	308	593
	その他	529	0.8	199	330
	有職少年	2,064	3.0	1,042	1,022
	無職少年	1,123	1.6	426	697
	不詳	453	0.6	231	222
保護者		34,538	49.4	10,939	23,599
その他		19,476	27.8	12,710	6,766

（出典）警察庁「少年の補導及び保護の概況」

第3-19図 少年相談の内容（平成29年）

◆少年自身からの相談では、家庭、交友問題や犯罪被害に関する悩み、保護者からの相談では、家庭や非行の問題に関する悩みが多い。



（出典）警察庁「少年の補導及び保護の概況」

13 <http://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

法務省は、子供の人権問題について、人権擁護委員や法務局・地方法務局の職員による相談対応を行っている。また、少年鑑別所でも、「法務少年支援センター」として子供の非行や問題行動に悩む保護者や学校関係者などからの相談に応じており、臨床心理学などを専門とする職員が助言や情報提供を行っている。「更生保護サポートセンター」でも、犯罪予防活動の一環として、保護司が子供の非行や問題行動で悩む親などからの相談に応じている。

#### オ 補導活動（内閣府、警察庁）

少年の非行を防止する上で、問題行動の初期段階での適切な対応が極めて重要である。

警察は、全国に設置された少年サポートセンター（第3-20図）を中心として、警察が委嘱する少年警察ボランティアなどと連携し、繁華街や公園といった非行が行われやすい場所に重点を置いて、家出少年などの発見・保護活動及び深夜はいかいなど不良行為少年に対する補導活動を推進し、問題行動を早期に発見して、少年及びその保護者に対する的確な助言・指導を行っている。

市町村に置かれている青少年センターでも、市町村などから委嘱された少年補導委員による街頭補導や有害環境の適正化の活動が行われている。

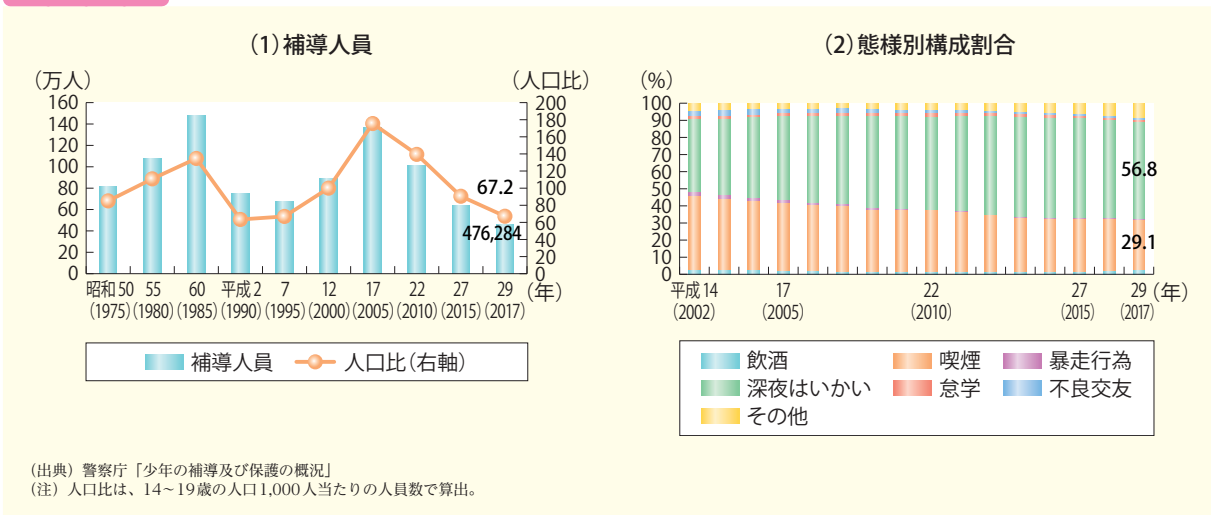
不良行為による補導人員は平成17（2005）年以降減少傾向にある（第3-21図）。

第3-20図 少年サポートセンター



(出典) 警察庁資料

第3-21図 不良行為による補導人員



カ 事件の捜査・調査

① 警察（警察庁）

警察は、非行少年を発見した場合は、必要な捜査や調査を行い、検察官や家庭裁判所、児童相談所といった関係機関へ送致または通告するほか、その少年の保護者に助言を与えるなど、非行少年に対して適切な指導がなされるよう措置している。

- ・ 犯罪少年（14歳以上20歳未満で罪を犯した者）

「刑事訴訟法」(昭23法131)や「少年法」(昭23法168)に規定する手続に従って、必要な捜査を遂げた後、罰金以下の刑に当たる事件は家庭裁判所に、禁錮以上の刑に当たる事件は検察官に送致または送付する。

- ・ 触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした者）

保護者がいないか保護者に監護させることが不相当と認められる場合には、児童相談所に通告する。その他の場合には、保護者に対して適切な助言を行うなどの措置を講じている。また、故意の犯罪行為により被害者を死亡させるなどの一定の罪に触れる行為をしたと考えられる場合や家庭裁判所の審判に付することが適当であると考えられる場合には、事件を児童相談所長に送致しなければならない。

- ・ ぐ犯少年（20歳未満で一定の事由があって、その性格や環境に照らして、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者）

18歳以上20歳未満の場合は、家庭裁判所に送致している。14歳以上18歳未満の場合は、事案の内容や家庭環境から判断して家庭裁判所か児童相談所のいずれかに送致または通告している。14歳未満の場合には、児童相談所に通告するか、その非行の防止を図るために特に必要と認められる場合には保護者の同意を得た上で補導を継続的に実施する。

② 検察庁（法務省）

検察官は、

- ・ 警察からの送致などを受けて必要な捜査を行い、犯罪の嫌疑があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致する。犯罪の嫌疑がなくとも、ぐ犯などの事由がある場合には、同様に事件を家庭裁判所に送致している。その際、少年に刑罰を科すのが相当か、保護観察や少年院送致といった保護処分が付すのが相当かなど、処遇に関する意見を付している。
- ・ 家庭裁判所から少年審判に関与すべき旨の決定があった場合に、これに関与し、裁判所の事実



認定を補助している。

- ・家庭裁判所から刑事処分相当として検察官に送致された少年については、原則として公訴を提起している。

検察官が十分な捜査を行い事案を解明した上で適切な処理をすることは、少年犯罪に対する最も基本的で重要な対策であり、今後も一層充実させることとしている。

### キ 非行集団対策（警察庁）

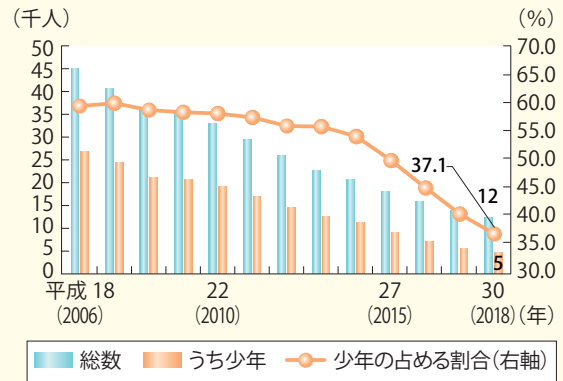
ひたくりや路上強盗といった街頭犯罪は、その検挙人員の約4割が少年である（第3-22図）。20歳未満の暴走族の人員は減少傾向にあるものの、依然、暴走族や非行少年グループといった非行集団によって敢行される各種の犯罪は、我が国の治安にとって看過できないものとなっている（第3-23図）。非行集団は、暴走行為や集団的暴行事件などの集団的な違法行為を敢行するだけでなく、所属する少年が特殊詐欺をはじめとした各種の犯罪を敢行するきっかけを作りだしていることが少なくない。

警察は、少年部門、交通部門、刑事部門の連携を強化して、非行集団の実態把握を徹底し、

- ・非行集団やその予備軍となる非行少年などを、各種法令を活用して徹底的に取り締まることによる、非行集団の弱体化と解体
- ・少年の非行集団及び暴力団への加入阻止や離脱支援
- ・関係機関と連携した車両の不正改造防止対策や道路交通環境の整備などの暴走族対策などの取組を推進している。

第3-22図 街頭犯罪の検挙人員

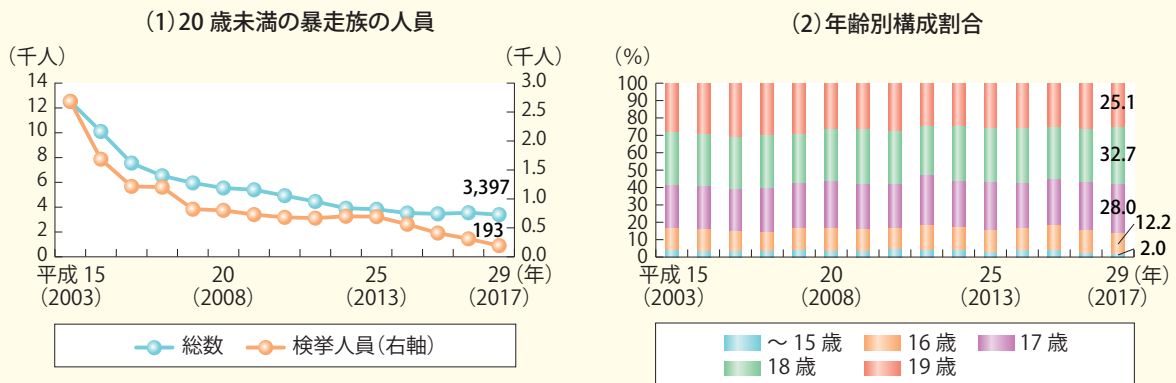
◆街頭犯罪の検挙人員の約4割が少年である。



(出典) 警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

第3-23図 暴走族

◆警察が把握した20歳未満の暴走族の人員は減少傾向にあり、刑法犯として検挙された人員も減少傾向にある。



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」

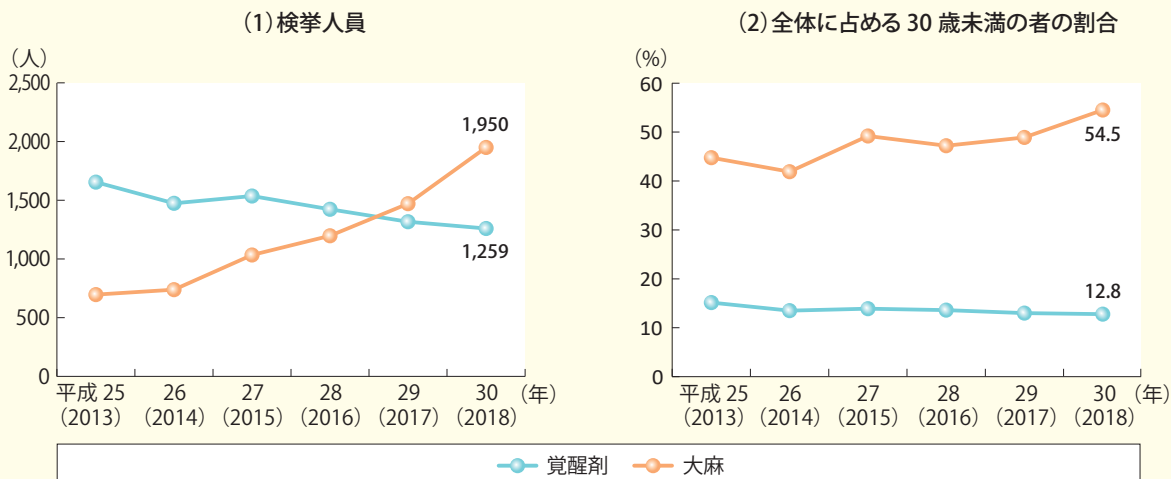
### (3) 薬物乱用防止（内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働省、法務省）

平成30（2018）年中における覚醒剤事犯で検挙された30歳未満の者は1,259人で長期的に減少傾向にある。一方、大麻事犯で検挙された30歳未満の者は平成26（2014）年から増加に転じ、平成30

年中の検挙人員は1,950人となり、覚醒剤事犯の検挙人員の約1.5倍となった。大麻については、検挙された者の約半数が30歳未満の者である（第3-24図）。また、危険ドラッグについては、その乱用者の検挙人員に占める30歳未満の者の割合は、減少傾向にあり、平成30年は15.5%であった。

第3-24図 薬物事犯で検挙された30歳未満の者

◆大麻事犯で検挙された30歳未満の者は平成26年から5年続けて増加し、検挙された者の約半数を占めている。



(出典) 警察庁「平成30年における組織犯罪の情勢」

子供や若者の覚醒剤や大麻等の乱用の実態を把握し、その乱用の危険性や有害性について、広報啓発、教育に取り組むことが重要である。

政府では、犯罪対策閣僚会議の下に設置された薬物乱用対策推進会議において新たに策定された「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（平成30年8月）に基づき、関係府省庁が連携して、薬物乱用の根絶に向けた総合的な対策を推進している。なお、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」については「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に包含されることとなり、引き続き危険ドラッグ対策の推進を図っている。

内閣府は、薬物乱用の危険性や正しい知識を青少年に分かりやすく伝えるため、薬物乱用対策マンガを内閣府ホームページに掲載するなど、薬物依存の怖さを伝えるとともに、相談窓口の周知を図るなどの啓発活動を推進している。

警察は、最近の薬物犯罪情勢や政府全体の薬物対策の取組強化を踏まえ、薬物密輸・密売組織の実態解明及びその壊滅に向けた取締り、関係機関との連携による水際対策の強化などにより、薬物供給を遮断するとともに、薬物乱用者の徹底検挙、子供に対する薬物乱用防止教室、大学生や新社会人に対する薬物乱用防止講習会などを行い、薬物需要の根絶を図っている。

法務省は、少年院において、薬物に対する依存のある者を対象に、薬物非行防止指導<sup>14</sup>を実施している。刑事施設では、麻薬や覚醒剤などの薬物に対する依存がある受刑者を対象に、薬物依存離脱指導<sup>15</sup>

14 少年院法に基づく特定生活指導の一つであり、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある在院者に対し、薬物の害と依存性を認識させるとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解させ、再び薬物を乱用しないことを目的に実施している。認知行動療法を基礎とするワークブック教材を用いて行うグループワーク又は個別での指導を中核とし、その指導効果を高めるために対人関係指導、民間自助グループによる講話、フォローアップ指導等を組み合わせて、包括的に実施する指導である。なお、重点的かつ集中的な指導が必要な在院者に対しては、重点指導施設において指導を実施している。また、薬物依存からの回復には、保護者の役割が重要であることから、重点指導施設では、薬物依存症に関する知識の付与、子供との良好なコミュニケーションの在り方等に関する保護者向けプログラムを実施している。

15 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく特別改善指導の一つであり、薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させることを目的に、対象者の刑期や再犯リスクなどに応じて、必修、専門及び選択の各プログラムを組み合わせ実施している。

を実施している。保護観察所では、保護観察に付されている者に対し、自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施するとともに、一定の条件を満たした者に対して認知行動療法などに基づく薬物再乱用防止プログラムを実施している。また、再犯防止・社会復帰支援をより一層強化するため、厚生労働省と共同し、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定するなど、地域の医療・保健・福祉機関や民間支援団体との連携の強化、施設内処遇と社会内処遇との一貫性を考慮した処遇の充実に努めている。

文部科学省は、薬物乱用防止教育の充実に図るため、厚生労働省や警察庁と連携して、小学校、中学校、高校において薬物乱用防止教室を開催している。また、厚生労働省と連携して、薬物についての有害性・違法性に関する正しい知識の周知に努めるとともに、小学生から大学生などに向けて、薬物乱用防止に係る啓発資料を作成し、広く配布している。

厚生労働省は、以下の取組を行っている。

- ・若者の乱用薬物の入手先となっている、インターネットを利用した密売事犯や外国人による密売事犯などに対する取締りの強化
- ・関係機関・団体と連携した「[ダメ。ゼッタイ。]普及運動」や「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」などの国民的啓発運動の実施
- ・薬物の有害性・違法性に関する正しい知識を周知するため、薬物乱用防止普及啓発読本等の薬物乱用防止に係る啓発資材の作成・配布
- ・要請のあった教育機関等に講師を派遣し、専門的な教材を基に効果的な普及啓発を図るとともに、FacebookやTwitter、「あやしいヤクブツ連絡ネット」を活用した情報発信の実施
- ・危険ドラッグの指定薬物への迅速な指定
- ・指定薬物である疑いのある物品などについて、検査命令及び販売等停止命令の実施
- ・危険ドラッグのインターネット販売店について、プロバイダなどに対して削除要請の実施
- ・薬物依存症者等への医療提供体制の強化に向けた専門医療機関及び治療拠点機関の選定や医療従事者の育成
- ・地域社会における本人・家族等への支援体制の充実に向けた依存症相談拠点の設置、自助グループ等民間団体への支援の充実、相談・支援に携わる人材の育成
- ・薬物依存症者やその家族が適切な治療や支援に結びつく社会の実現に向けた薬物依存症に関する正しい知識と理解促進のための普及啓発の実施
- ・再乱用防止対策として、都道府県と協力した薬物依存症の正しい知識の普及や、保健所・精神保健福祉センターにおける薬物相談窓口における薬物依存症者やその家族に対する相談事業・家族教室の実施

#### (4) 少年審判（最高裁判所）

家庭裁判所は、非行少年に対する調査・審判を行い、非行があると認めるときは、教育的な働き掛けも行いながら、少年が非行に至った原因などを検討し、その少年にとって最も適切と考えられる処分を決定する。保護処分には、保護観察、児童自立支援施設等送致及び少年院送致の三種類があり、審判を開いたり保護処分に付したりする必要がない場合などには、審判不開始や不処分にもある。犯行時に14歳以上の者に係る禁錮以上の刑に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、検察官に送致する（第3-25図）。